

# お知らせ

## ◆厚生労働大臣が定める掲示事項◆

### ■標榜科

精神科、内科、老年内科、呼吸器内科、リハビリテーション科

### ■入院料について

#### 1. 中2病棟

認知症治療病棟入院料1（55床）

1日9人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び7人以上の看護補助者が勤務しており、  
夕方16時30分～朝8時30分までは3人夜勤等の看護体制です。

なお、時間帯毎の配置（看護職員及び看護補助者1人当たりの受持）は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は9人以内で、看護補助者も11人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は27人以内で、看護補助者も54人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は27人以内で、看護補助者も54人以内です。

#### 2. 中3病棟

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6）（19床）

地域包括ケア入院医療管理料1（32床）

1日17人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。

夕方16時30分～朝8時30分までは3人夜勤等の看護体制です。

なお、時間帯毎の配置（看護職員1人当たりの受持）は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は3人以内です。
- ・夕方16時30分～朝8時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は17人以内です。

#### 3. 中4病棟

精神病棟入院基本料（15：1入院基本料）（53床）

1日12人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び6人以上の看護補助者（みなし看護補助者含む）が勤務しており、  
夕方16時30分～朝8時30分までは2人夜勤等の看護体制です。

なお、時間帯毎の配置（看護職員及び看護補助者1人当たりの受持）は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は7人以内で、看護補助者も10人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は28人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は28人以内です。

#### 4. 中5病棟

精神病棟入院基本料（15：1入院基本料）（40床）

1日9人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び6人以上の看護補助者（みなし看護補助者含む）が勤務しており、  
夕方16時30分～朝8時30分までは2人夜勤等の看護体制です。

なお、時間帯毎の配置（看護職員及び看護補助者1人当たりの受持）は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は7人以内で、看護補助者も10人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は28人以内です。

・深夜0時30分～朝8時30分までは看護職員1人当たりの受持患者様は28人以内です。

## ■基本診療料及び特掲診療料について

|       |   |
|-------|---|
| 基本診療料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神病棟入院基本料（15：1入院基本料）</li> <li>○ 認知症治療病棟入院料1（認知症夜間対応加算）</li> <li>○ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6）</li> <li>○ 地域包括ケア入院医療管理料1</li> <li>○ 精神科応急入院施設管理加算</li> <li>○ 看護配置加算</li> <li>○ 看護補助加算2（看護補助体制充実加算2あり）</li> <li>○ 療養環境加算</li> <li>○ 依存症入院医療管理加算（アルコール）</li> <li>○ 精神科身体合併症管理加算</li> <li>○ 精神科入退院支援加算</li> <li>○ 感染対策向上加算3</li> <li>○ 機能強化加算</li> <li>○ 診療録管理体制加算3</li> <li>○ 認知症ケア加算2</li> <li>○ せん妄ハイリスク患者ケア加算</li> <li>○ 患者サポート体制充実加算</li> <li>○ せん妄ハイリスク患者ケア加算</li> <li>○ データ提出加算1及び3口（許可病床数200床未満）</li> </ul> |
| 特掲診療料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療保護入院等診療料</li> <li>○ 精神科作業療法</li> <li>○ 精神科大規模デイ、ショートケア</li> <li>○ 薬剤管理指導料</li> <li>○ 別添の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院(24時間対応)</li> <li>○ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料</li> <li>○ 在宅がん医療総合診療料</li> <li>○ 脳血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)</li> <li>○ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)</li> <li>○ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)</li> <li>○ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)</li> <li>○ 入院ベースアップ評価料17</li> <li>○ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)</li> <li>○ 入院時食事療養(Ⅱ)</li> </ul>  |

## ■入院食事療養費について

入院時食事療養（Ⅱ）の届出に係る食事を提供しており、適切な栄養管理を行なった食事を食堂にて適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

標準負担額 原則1食につき 510円（入院期間や収入等に応じて自己負担額が減額される場合がございます。）

## ■特別の療養環境（個室）の提供について

| 病棟   | 病室                  | 人員数 | 特別療養環境室料         | 設備            |
|------|---------------------|-----|------------------|---------------|
| 中5病棟 | 501号・502号・503号・505号 | 1人  | 1日につき 2,200円（税込） | 木製ロッカー、机、ソファー |

## ■CT撮影及びMRI撮影について

当院は、CT撮影装置はマルチスライスCT16列を設置しています。（当院はMRI撮影は実施していません）

## ■保険外併用療養費について

入院期間が通算して180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自己負担していただきます。

保険外併用療養費（自己負担） 1日 2,000円（税込み）

## ■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師を始めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

## ■「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」発行について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨をお申し出ください。

## ■医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用しています。

## ■一般名処方加算について

当院は、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく特定の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の提供がしやすくなります。

## ■機能強化加算について

当院は、「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組みを行っています。

- 健康診断の結果に関する相談等、健康に関する相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。